

第9号議案

長岡京市介護保険条例の一部改正について

長岡京市介護保険条例（平成12年長岡京市条例第9号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第3項の規定に基づき、長岡京市第9期介護保険事業計画における介護給付費見込額等に対する第1号被保険者の負担分を確保するため、保険料額、基準所得金額の見直し及び所要の整備等のため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市介護保険条例の一部を改正する条例

長岡京市介護保険条例(平成12年長岡京市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35, 390円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53, 270円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53, 660円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69, 990円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>77, 760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93, 320円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>101, 090円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>116, 640円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>132, 200円</u> イ 合計所得金額が <u>320万円以上</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 380円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44, 500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51, 920円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66, 750円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74, 160円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85, 290円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>92, 700円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>103, 830円</u> イ・ロ 【略】</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>118, 660円</u> イ 合計所得金額が <u>320万円以上</u></p>

改正後	改正前
<p><u>420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p><u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>ロ 【略】</p>	<p>ロ 【略】</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>147,750円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133,490円</u></p>
<p>イ 合計所得金額が<u>420万円以上600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>ロ 【略】</p>	<p>ロ 【略】</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>167,190円</u></p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>159,450円</u></p>
<p>イ・ロ 【略】</p>	<p>イ・ロ 【略】</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>194,400円</u></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>185,400円</u></p>
<p>イ・ロ 【略】</p>	<p>イ・ロ 【略】</p>
<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>221,620円</u></p>	<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>211,360円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,170円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,250円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,170円</u>」とあるのは、「<u>37,720円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,250円</u>」とあるのは、「<u>37,080円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,170円</u>」とあるのは、「<u>53,270円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,250円</u>」とあるのは、「<u>48,210円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の長岡京市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。